

第24回 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会議事録

1. 開催日時 令和5年12月21日（木）午後1時30分から午後3時26分まで

2. 開催場所 横須賀市役所 すくすくかん4階 研修室

3. 出席者

【委員】

西村分科会長、荒木委員、伊藤委員、鈴木委員、原委員、半澤委員、星名委員
(欠席) 沼田委員、松尾委員

【事務局】

介護保険課	宍戸課長、佐藤課長補佐、茂木課長補佐、桂係長、 国部係長、竹内主査、小西主査、横山主任、青井、村岡
福祉総務課	清家係長
地域福祉課	椿課長、岩崎主査
福祉施設課	関主査

【傍聴者】 3名

4. 開会宣言

事務局により、開会が宣言された。続いて、出席委員が定数を充足している旨の確認がなされ、傍聴者数の報告があった。

5. 議事

(1) 前回会議等関連事項

①議事録について

議事(1)①について、議事録に基づいて事務局から説明を行った。

事務局：10月12日に開催した第23回横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会の議事録は、各委員に事前にお送りし、確認をお願いした。その結果、修正等の意見はなかったため、前回の議事録を確定させていただいてもよろしいか。

委員：(修正等の意見なし)

会長：修正等はないようなので、確定とする。

(2) 横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）案について

①パブリック・コメント手続の結果について

議事（2）①について、資料2に基づいて事務局から説明を行った。

会 長：パブリック・コメント手続でいただいた意見に対する回答案や、それを踏まえた本文の修正について、質問や意見はあるか。

委 員：（意見等なし）

会 長：今回はコメントが少なかったように思う。意見等がなかったため、パブリック・コメントへの回答と本文の修正については案のように進めることとする。

②パブリック・コメント資料からの修正点について

議事（2）②について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。

会 長：今回の修正は主にパブリック・コメント以降の時点修正である。本文について、審議できる機会はこの後しかないと思うので、何か指摘があったら伺いたいが、いかがか。

委 員：（意見等なし）

会 長：先ほど説明にあった部分とは異なるが、介護者への支援について私から一つ提案したい。75ページ以降については、以前介護者への支援を抽出する必要があるということでこのパートを設けることとし、内容については重複や再掲も含めて列挙するという整理をしたと思う。しかし、ここには家族介護慰労金の給付について記載がされていない。今回のパブリック・コメントの中でシニアリフレッシュやショートステイの増設に対する意見があったが、それを受けて、介護者支援の記述は市の政策がまとめて書かれているか確認したところ、横須賀市は家族介護慰労金の給付の制度があることに気が付いた。対象が限定されており、利用者が少ないという理由があっても、介護者への支援を列挙するという整理をしたのに、市の制度として存在する家族介護慰労金を書いていないのは、計画書としてはよろしくないのではないか。私はこの制度について、拡充すべきである等の意見を持ってはいないが、現行制度があるのだから、介護者支援について一覧を作成するならば、項目を追加する形で記載すべきだと考える。今後、他市との比較などが議論されるにあたって、記載があるとよいと思う。この点について、事務局はどう考えるか。

事務局：家族介護慰労金は、非課税世帯で1年間、介護給付を受けていない要介護者を介護している家族に対して支払うものであり、介護者への最終的なセーフティネットという位置付けで行っている。ただし、この事業を知ったことに

より、要介護者に対するネグレクトにつながる可能性を懸念しており、第8期計画でも載せていなかったことから、第9期計画にも載せていなかった。しかし、計画書への記載の妥当性は審議会で審議していただき、載せるのであれば、取組結果見込みを記載するのはふさわしくないと考えているので、項目ではなく参考として掲載するのはどうかと考えている。

会 長：実際に最大1、2件しかないものだという事なので、見込みを必ずしも書く必要はないと思うが、市の事業として行うことなので、項目の⑧として記載すべきだと思う。もし、あまり大した制度ではないし、ネグレクトを助長するということであれば、この制度はやめてしまえばいいと思う。私はあまりいい政策だとは思っていない。しかし、横須賀市として正当な理由があってやっているわけだから、隠すようなことをせず、項目として記載したらよいと思うが、いかがか。

事務局：取組結果見込みを書かなくてよいのであれば、項目として記載しても構わないと考える。

会 長：委員の皆様はいかがか。

委 員：(意見等なし)

会 長：私はこの際事業をやめてもよいのではないかと思うが、その議論をここで急いでする必要もないので、現行制度を書くということにとどめておくということによろしいと思う。

ほかに本文の修正についてある場合は、完成に近づいていくと直しづらくなると思うので、教えてほしい。

③介護サービス等費の推計について

議事(2)③について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。

会 長：パブリック・コメント案の時点では令和5年度実績値は7月分までだったが、今回は9月分までになったので、その分伸び率などが若干変わっていることを反映したということが一つである。このサービス量を踏まえて給付費を決めることになる。給付費単価は様々な理由で上がっているが、給付費の推計方法は年平均を151ページに書いている。報酬改定率は今の時点では第8期と同じ0.7%としているが、新聞報道などによれば1%後半くらいの見込みだそうなので、この部分は上がるだろうと予想される。ほかの理由は大体前回と同じ形である。したがって、年平均5%程度保険給付費が第8期に比べて上がるという説明だったと思う。

これはサービス量の見込みの時と同様に、過去の実績を踏まえて推計しているので、政策的な判断はあまり入っていない。新型コロナウイルス感染症の

影響で、サービスによっては落ち込んでいたのが急激に上がっていたりしているという分を、こまめに計算した形だと思う。何か意見等はあるか。

委員：(意見等なし)

会長：前回の第8期計画はどうなっていたかについて、事務局から説明をしてもらえるか。

事務局：第8期計画では154ページに推計方法を記載している。第8期計画ではサービス見込み量による増加率は2.4%、報酬改定率は0.7%、後期高齢者の増加等に伴う重度者の増は1.7%、その他の調整は0.9%だった。

会長：したがって単純に足し算すると年平均5.7%と見込んでいたということになるので、第9期計画の、報酬改定率が上がった分を見込まない数字でいうと、若干低くなっている。サービス見込み量の影響は第9期のほうが増加しているが、重度者の増加については必ずしも新型コロナウイルス感染症の影響で下がった分が令和6年度は下がりきっていない分などもあると思うので、前回以上は見込んでいない形になっている。ただし、報酬改定率がプラス1%くらい上がる形で最終決着するだろうとみると、前回と同じくらいの比率と同じくらいというイメージだと思う。委員から何か意見はあるか。

委員：どのくらいの保険料に反映されるかわからないが、どのくらい増加するかは数字を出してもらっているので、これで構わないと思う。

会長：保険料水準がどのくらいになるかについては、この後の所得段階も関係してくるので、最終的には保険料、前回でいうと基準額5,800円に相当するものが、報酬改定率と被保険者数の見込みを踏まえて出てくるが、今日は保険料水準の見込みまではまだわからないところだと思う。

本日は、まだ作業の途中ということでここまでとする。

④資料編について

議事(2)④について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。

会長：この部分について何か意見はあるか。

委員：(意見等なし)

(3) 第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について

議事(3)について、資料3-1から3-4に基づいて事務局から説明を行った。

会長：保険料段階については、第8期の時もこの時期に審議をしたが、技術的なことが多くてわかりにくいところがあると思う。

おさらいとして整理をしていくと、今回資料3-3にある国の案が作られているが、高所得者の負担を増やして、その分を低所得者の負担軽減に回そうというのが国の見直し案である。基本的には横須賀市もこれに従う考え方であると思う。なお、この場合に低所得者の保険料を補うために、高所得者の保険料以外に公費の投入をする部分もあるが、今回は公費を入れない数字を議論するということである。よって、高所得者の負担をどれだけ上げるのか、低所得者にどれだけ回すのかということが議論のポイントであろう。

ただ、横須賀市については全国の分布や他都市との比較を見ると、特徴的な所得分布で、高額所得者はそれほどいないとなっている。よって、横須賀の場合は国と同じことをして高額所得者の保険料を上げてても財源が十分とならず、どこか他の階層からも持ってこないで低所得者の負担軽減ができないため、どの階層からどれだけ持ってくるのかということが、横須賀の課題になるということである。

これを踏まえて、資料3-4の所得段階案（国B案ベース）では案が4つ示されており、論点については資料3-1の5ページで7項目挙げられている。1つめの、生活保護受給者と第2段階が現在は名目上分かれているが、実際は同じ保険料率なので統合しようというのは単に表現の問題なので論点にはならないと思う。

あとの論点は、資料3-4の2ページ目で言うと、色別の3つかと思う。

まず青のところから言うと、国の第4段階と第6段階、つまり基準額の前後のところについて、現在横須賀市では独自に軽減をしているが、国に合わせるかどうか。これまでいろいろな経緯があって、横須賀市は国の段階をさらに多段階化しているわけだが、今回はこの際に国に合わせてしまうべきかどうか。

2つめのピンクの部分の論点だが、第15段階から第17段階という最も高所得者の部分について、横須賀市は国よりも保険料率が高く設定されている。しかし人数が少ないので、金額としてはあまり増えない。この部分の保険料率をどれだけ上げていくか。

3つめの橙のところについては、1つは160万円以上210万円未満の部分について、現在1.35という料率の階層を設けている。これについては前回の第8期計画の議論の際、120万円以上210万円未満の階層に横須賀市は被保険者がたくさんいるため、この階層を2つに分け、より高い階層の料率を1.35とし、保険料の負担を若干多く求めようということで議論して決着したものである。ここを1.4にすべきか、1.35にすべきか3年前にさんざん議論したが、今回この階層について、国と同じ1.3にするのか、第8期のように1.35を維持するのかが論点となる。

その他の橙のところは、400万円以上410万円未満、590万円以上600万円未満、680万円以上700万円未満という層について、従前の国のラインが引き下げられているので、市の現在の所得段階と若干ずれてくる。このずれた部分について、国の案をそのまま採用して国に合わせるか、横須賀市のもとのラインを残すかというところが論点になる。10万円分の階層があるように見えるのは、そのような意味である。

このいずれの案においても、総額としては必要な保険料が確保できるようにするのだが、被保険者数が若干減少する部分が出てくるため、その場合には保険料の基準額が上がるということが、5ページの論点の下のほうに書いてある。

なお、繰り返しになるが、これは公費がないということで比較している。実際の保険料は公費を投入することによってもっと下がることになるが、今回は保険料の段階のことだけ議論するということである。

今日は決めきらなくてもよいとは思いますが、それぞれの案のメリット、デメリットを踏まえて議論ができればと思うが、いかがか。

委員：所得階層によってずいぶん被保険者の人数が違うということだが、階層が多いところにいる人の金額が増えてしまうのは、なんとなく不公平感があると思う。できれば高い階層、低い階層が全部平等になるような保険料率になると市民の不公平感があまりないと思う。階層の低い人たちの分を階層の高い人たちに一律に配分をするようにできればいいのではないかと思う。

質問だが、料率は小数点第1より細かくはできないのか。

事務局：料率について決まりはないので、細かい設定は可能である。しかし、基準額に対して料率をかけるため、あまり細かい数字にしてしまうと保険料に端数が出てしまうデメリットがある。

会長：どこまで細かな配慮をするか、重要な視点だと思う。

今指摘のあった部分について、青の部分でいうと、案2だと国に合わせるので、保険料率が上がってしまう。案3と案4だと、今と同じで国よりも若干下げている。

事務局：補足すると、第4段階と第6段階を国並みにすると、補正の被保険者数は増えるため、一人当たりの保険料は下がることになる。案3や案4のように横須賀市の基準で下げると、その階層の人たちの保険料は下がるが、全体の保険料基準額は上がってしまうことになる。

会長：基本的にはどの階層も凸凹がないというのが望ましいのは基本的な考え方が、現在第4段階や第6段階に配慮しているのは横須賀市の所得分布が他都市と異なっていることがあるので、被保険者が多いところからある程度保険料を徴収しないと低所得者に回せなくなるので、段階を増やして保険料を少

し多く徴収することによって、国以上に低所得者の負担を軽減している。横須賀市としては、中間層の人たちの協力を得て低所得者の負担軽減を国以上に行っている形になっている。

今、青色の部分について意見があったが、ピンクの部分、高額所得者からの保険料徴収をどうするかについて、従前よりも保険料率を上げざるを得ないのは国もだが、横須賀市はこの階層の人口が少ないので、国の案よりももっと保険料率を上げないといけないというのが基本的な考え方である。ここは、高額所得者の方には保険料を負担してご協力いただくという考え方でのよろしいか。

委員：(異論等なし)

会長：橙の部分についての論点だが、160万円以上210万円未満の料率1.35となっている部分について、国の基準に合わせると1.3になるが、この階層は被保険者数が非常に多く、第8期のときに議論したように横須賀市の状況に合わせて階層を変えたところなので、あえて国に合わせる必要はないのかと考えている。料率を1.4にするという案もあるかもしれないが、基準額の階層より若干高いくらいの人たちにあまり多くの負担を求めるのも説明しづらいかと思うので、ここは現行の通り、1.35の料率を維持するので良いのではないかと思うが、いかがか。

委員：良いと思う。

会長：この部分を含めて意見を頂ければ。

委員：第8期と比べると、10万円単位の区切りがあるが、事務局はどのように考えているか。

事務局：本市としてはきりのいいラインを採用している。100万円単位からずれているところもあるが、100万円単位ないしそのくらいになるように設定してきた。それに対して今回国の案は、590万や680万というラインを提示しているので、その案を採用するかどうかだと思う。

会長：選択肢としては、例えば400万円以上410万円未満の階層は、国の案だと低い階層とくっついて料率は1.7となるが、従前の横須賀市と同じにするならば上の階層とくっついて料率は1.9となるということか。

事務局：そのとおりである。

会長：国の基準に合わせると、橙の部分の人たちの負担は減るということか。

事務局：そのとおりである。

会長：それを、横須賀市の従前と同じにすると、この人たちの負担は変わらない。

事務局：そのとおりである。

会長：どちらにするかという判断ということか。この階層の人たちは、かなり高額所得というわけではないが、所得が低くはない階層になるので、国がライン

の引き上げをしたのだから下げるか、負担を軽減することはせず従前どおりにするか、どちらにするかということか。

あまり数が多くないので財源的に大きく変わるわけではないが、いかがか。あえてラインを引き直す必要があるかどうか。動かすとわかりづらくなるか。所得が低いわけではない人たちの負担をあえて下げるのは説明がつきにくいとも思う。いかがか。

委員：(異論等なし)

会長：異論がなければ、その方向で考えることにしたいと思う。

事務局からほかに何かあるか。

事務局：今残っている、590万円～600万円の層と680万円～700万円の層は、先ほどとは逆で、国の意見を採用すると保険料率が上がり、横須賀市の従前どおりにすると保険料率の上り幅がそれより小さくなることになる。保険料自体は、料率が上がるので金額も上がるのだが、例えば590万円～600万円の層でいうと、前後の階層が、前は16.7%、後ろは21.1%の上り幅であるのに対し、この層は27.8%上がってしまう。680万円～700万円の層は26.3%になってしまう。ここについては、ラインを変えることによって、上げ幅の見込みが極端にならないような内容にするということである。

会長：保険料自体も下がるのか。

事務局：料率が上がっているのですが、どちらにしても保険料自体は上がる。

会長：ただ、国案に比べると、市案は保険料水準が下がるということか。

事務局：全体としては下がることになる。

会長：590万円～600万円の層は、国の案だと料率が2.3になるところが、2.1になる。680万円～700万円の層も、国の案だと2.4になるところが2.3にしかないということか。

つまり、現行に比べると料率は上がるが、国の案と比較すると、ラインを引き直すことによって国案ほどは上がらなくなるという理解か。

事務局：そのとおりである。

会長：例えば一つの考え方として、400万円～410万円の層は、国の案に合わせると下がってしまうので、合わせないで、高いほうの階層と合体させる。590万円～600万円の層と680万円～700万円の層は、国の案に合わせたほうが料率が高くなるので、国の案に合わせる。という判断をすることもできるか。

事務局：折衷案はありだと思う。

会長：難しいところだが、基本的な考え方としては、ある程度の所得の方にはできるだけ負担をお願いして、できるだけ低所得の負担を軽減するということがあり、横須賀市の場合は高所得者の料率を上げるだけでは賄えないので、ある程度の中間層にも負担をお願いすることになるというのであれば、いま言

った通り、10万円の幅については国の案を採用したほうが料率が高くなるのであれば、そちらを選択するのも一つの考え方だと思う。

国の案に合わせるかどうかという二者択一でなければならない理由はないということか。

よろしければ、このような方向性で整理をしてほしい。

事務局：承知した。

会 長：事務局のほうでほかに整理しておくべきことはあるか。

事務局：長時間のご審議ありがとうございます。いろいろな意見をいただいたので、それらをまとめて、次回の審議会までに国の案が出るようであれば、それも踏まえて最終的な案を提示したい。

会 長：今日は決めきれるところまで材料がないため、国の動向も踏まえてまた案を作成してもらうこととする。

ほかに意見がなければ、審議はここまででよろしいか。

委 員：(意見等なし)

6. その他

以上で議事がすべて終了したことを分科会会長が宣言した。

事務局から次回の開催は1月18日(木)午後1時30分からを予定していることを伝え、第24回高齢福祉専門分科会は閉会した。

※この議事録は委員等の要点筆記である。